

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷二十第

行發日一月三年十正大

論叢

地方所得稅と他地方交渉問題……………法學博士 神戸 正雄
 唯物史觀公式中の一句に就て……………法學博士 河上 肇
 獨逸流通稅の變革……………法學博士 小川郷太郎

時論

取引所改善の要點……………法學博士 戸田 海市
 注意すべき小作人問題……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

生計費研究法を論ず……………法學博士 森本 厚吉
 所得分配統計……………法學士 汐見 三郎

雜錄

プリーフェニアの統計要覽……………法學博士 財部 靜治
 ビュツヒヤト文庫……………法學博士 小川郷太郎
 自由貨幣運動……………法學博士 河田 嗣郎

經濟論叢

第十二卷 第三號 (迴卷第六十九號)

大正十年三月發行

論叢

地方所得稅に於ける他地方交渉の問題

神戸 正雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 地方所得稅に於ける他地方交渉の固有の問題

其一 不住者の土地家屋營業所得課稅問題 (一)課否及課稅の分配方 (A)土地家屋營業の所在地に於ける課稅 (B)住處地に於ける在外土地家屋營業よりの所得の課稅 (C)兩地方團體に於ける分配 (二)課稅率の定め方 (A)住處地方團體に於ける稅率 (B)財源地方團體に於ける稅率)

其二 數營業所及住所所有者の所得課稅問題 (一)數多地方に亘る營業所得の課稅問題 (A)原則 (B)方法 (二)數多住所を有する人の課稅問題)

第二段 地方所得稅に於ける他地方交渉に多少の關係ある問題

論叢 地方所得稅に於ける他地方交渉の問題

第十二卷 (第三號)

(一) 三四五

- 其一 法人課税問題 (一) 課否 (A) 純理論 (B) 實際論 (二) 税率)
其二 營業地方より住所地方への補給問題 (一) 給否 (二) 給率)

結論 (全文の要旨)

緒言

(一) 前文に於て所得税の地方にとりての重要を説いた。處で地方所得税に就いては色々の問題がある。が、特別税對附加税の問題を別とし、其他にては他地方交渉問題が一番厄介であり而かも最重要である。そして夫の物税的のものよりも特段なる研究を要する所でもある。隨ふて特に之を研究するの價值が大にある。其れ故に茲に敢て之を研究しやうと思ふ。特別税附加税の争については別に稿を改めて述ぶることとする。

(二) 所得税に關し他地方交渉問題といへば、不住者の土他家屋營業所得の課税問題と、數地方に亘る營業所得の課税問題と、數箇住所を有つ者の所得課税問題とが其直接且つ主要なる問題である。故に先づ之を説き、そして此に多少又は間接に關係する問題たる法人課税問題と、營業地方より住所地方への補給問題を次ぎに述べやうと思ふ。

第一段 地方所得税に於ける他地方交渉の固有の問題

其一 不住者の土地家屋營業所得課税問題

(一) 課否及課税の分配方

(A) 土地家屋營業の所在地に於ける課税——問題は土地家屋營業の所在地と其持主の住所とが異るときに起る。此場合に於ては此等の物件より生ずる所得は、所在團體と住所團體と双方に利害關係を有する。一方、住所團體からいへば、其に在住する人の所得は、他地方に在る土地家屋營業より生ずるものと雖も、他の所得と凡べて綜合して其全體の所得の高さに相當なる税率にて所得税を課するのが至當であり、之によりて初めて其人の全體の給付能力に適當なる課税を爲すことを得ることとなる(註一)。併し反面、其人の所有に係る土地家屋營業の存する地方團體より見れば、彼團體が此所得につき課税するを得ずとありては種々なる不都合を生ずることゝならざるを得ぬ。勿論彼が此に對して地租家屋税等の收益税を課し得ることに争ひはない(註二)。併し彼が此收益税外、更らに所得税をも課し得なくては甚だ困まる。第一に此の如き例が極少數なれば良いが、若も其が多いとなると、極端のことをいへば或地方の土地家屋營業が殆んど全部他地方在住人の持物に歸した場合には、其地方は所得税収入が少く、地方財源の乏きに苦しまなければならぬこととなる(註三)。即ち先づ財政収入上の缺點をもつ。第二には他地方に居住して土地家屋營業を持つ者と、其地方に在住して之を持つ者との間に不公平なる負擔といふことにもなる。前者が其

他地方にて所得税を擔ふとしても、其地方に於ける負擔の重さと財源所在團體に於ける其との間に於て必ずしも均衡が得られるとは限らない。即ち公平課税上にも不都合を生ずる。第三には夫の不住者が財源所在團體に於ける所得税を免るゝとして、彼が其所得税を住所地にてのみ負ふこととなるときは、彼は所得税の輕き處を選んで住所を定むることとなり、諸多の地方に不住にして財源を所有する者を増加することとなる。其は一には脱税の奨勵てふ社會道義上又は租税負擔上好ましからざる風潮を生ずることになる。第四には恰かも其が所謂不在地主、不在屋主を多からしむることになりて、地主と小作人との間、屋主と借家人との間の争を茂からしむるといふ社會上の不利がある。であるからして此不住者の土地家屋營業等よりの所得は、財源團體にも特に所得税を課することとするの外なからう(註四)。所得税の原則上の精神に背く嫌はあるが、各種の事情已むを得ざる例外的の處置である。

(註一) マイヤーは之につき所得税では納税義務者が他の地域にて所有し又は營む所の土地家屋營業より得る所の所得も亦た其住所市町村の課税に従ふ。此關係は入税の性質上は理由あることで、地方税にも維持しなくてはならぬといふ。¹⁾

(註二) ロッシャーは人的住民義務に基く所の市町村税は不在なる所得源所有者を課しない。併し彼等も其物件の所有により又は其所有の爲めに生じたる費用を(收益税によりて)其市町村に在住者と均しく擔げなければならぬといひ、ピリンスキーも住民は入税に、外住者は物税に、内住地主は両税を課せらるべく、外部より來る所得は特別に考慮せらるゝを要せずといふて居る。²⁾

- 1) Mayer, Die direkten Gemeindesteuern in den grösseren badischen Städten. S. 21.
- 2) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 443. Bilinski, Die Gemeindebesteuerung und deren Reform. S. 235.

(註三) マイナーが特に此點を指摘す。曰く、特に小な市町村では新規定が困難を齎らす。何となれば特に營業又は農業的財産の所在の場處とは異つた處に住む大企業者があるから也。³⁾

(註四) ベツカーは(理論上)同一所得を二の市町村の市町村税にて課することは不當であるが、土地及營業の所得の課税には其所在及營業市町村が第一に且つ最多く權利あることの考が段々と行はるゝこととなるであらうといふ。ピルンバウムは不住者課税の原則は土地家屋營業の所得は其得らるゝ處で課せらるゝことである。茲に給付能力の原則の傍に地方利益の原則が置かるゝといふが、此説明だけは私を以て見れば當を得て居らぬ。⁴⁾

(B) 住處地に於ける在外土地家屋營業よりの所得の課税——そして既に不住者にても土地家屋營業の所得は其財源の所在地にて所得課税を行ふこととするならば、其住處團體にては、最早此外來の所得にして土地家屋營業に關するものは全免することゝならなくてはならぬ筈である(註五)。併しさう明確に分別すると、今度は折角、住處地方團體にて各人の全能力に應じたる所得課税を行ふといふことの趣旨が破れることになつて、所得税が一部之につき収益税に近きものとなるの嫌がある。其れでは折角、収益税の外に、所得税を而かも其が人的課税として能力原則によるものとして選みたる趣旨を失ふことになる。尤も之が爲めに所得税が全く収益税になつたといふのではない。各種の所得を綜合して課税して居ること、有らゆる内來(其團體内部より出づる所の)所得と土地家屋營業以外の有らゆる外來所得とを綜合して課税する點に於て尙ほ確かに人稅的たるを失はずして、未だ之を以て物に就きて課する所の収益税とは必ずしも見られない。が併し乍

3) Mayer, ebenda.

4) Becker, Kommunalbesteuerung im Grossherzogtum Hessen, (Gemeindenfinanzen. I.) S. 15. Birnbaum, Gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 43.

ら兎に角、一部人税原則が破られ、折角の所得税を破壊して居ることは免れない。で此非難を免れやうと思へば、住所團體に於て凡べての外來の所得にも課税しなくてはならぬといふことになる。

(註五) ベルギウムは矢張り此見地から、國家所得税にまでの市町村附加税では、市町村外に在る土地は計算の外に止めなければならぬといふて居る。⁵⁾

(C) 兩地方團體に於ける分配——然らば如何に兩團體間の關係を調和するか。兩團體の立場を考へるといふと、兩團體にて、即ち財源團體にても住居團體にても課税したならば良きやうにも見ゆる。併し其が又一の問題である。そして此種のごとは國と國との間にては特別の國際協定なき以上は、起り來ることであるにしても、又國際間にては已むを得ぬことであるにしても、地方間としては如何のものか。調整し得べき高級團體の存する國內地方間の問題としては如何のものであらうか。斯くては餘りに外住者の所得を重く課し過ぎはせぬか。其れで財政收入上には好都合としても、内住者との間に負擔の均衡を失し、隨ふては又人々が他地方團體の土地家屋營業を持ち又は之に投資することを避くることとなり、資本交通を妨げ、資本の分配を抑え、國內各地をして均しく經濟上の發達を遂ぐるの機會を得ざらしむることとなる。勿論あまりに多く外住者の手に土地家屋營業の落つるのも社會上には好ましくないが、然ればとて斯かる外住者の此等のも

5) Bergrius, Grundsätze d. Fw. S. 303.

のを持ち得る機會をあまり制限するのも經濟上は望ましくない。旁々之を適當に調和し、夫の負擔を過重ならざらしむるを要する。其れで之を調和するとしては、國家に於て一般準則を定めて夫の種の所得は、半分は住處團體にて、半分は財源團體にて課税すべしとする外なからうと思はるゝ。此所得が双方に關係する以上は、此の如くに分配するのが公平の處置と思ふ。成程此れでは、尙ほ住處團體に於ける所得課税が、此種の外來所得を有つ者と然らざる者との間に公平を得て居らぬといふ嫌を免れぬが、住處團體にて全然夫の種所得を免税する場合は一層公平であり、そして夫の全然之を課する場合の不都合を避けやうと思へば、此位の不公平は忍ぶ外なきことでもあり、且つ此によりて財源團體にても半ば課税するを得て不住者所有の弊を大ならしむるに至らず、財源團體住處團體ともに相當の收入を得て財政を豊かにすることも出来る。先づ問題は此位の處に折合を附けるの外なからうと思ふ。

(二) 課税率の定め方

(A) 住處地方團體に於ける税率——既に上にいふ如く分割課税することになると、住處團體にて綜合課税するといふても完全な綜合課税ではないからして、嚴格にいへば累進課税が適切でないといふことになる。併し所有税の性質上からしては出来るだけ累進課税をしたい事情がある。そして此外來の土地家屋營業所得だけは全部でなく半額だけ計算さるゝけれども、其他の所得は全

部計算せられて人を中心としての綜合課税が行はれて居ること故、此場合の人の所得の大小が假令完全には人々の給付能力の眞の大小を示さないにせよ、略ぼ之を示すとはいひ得る。収益税的物税的といふよりは、所得税的人税的なりとはいひ得る。故に之に累進課税を行ふても可と思ふ。多少の不完全不適切といふことはあるにしても、其をいへば、現に既に日本の國税所得税の第三種所得の税率の如きもが疑問となる。故に此の位の事はまづ累進課税を爲すには差支ないものとして認めて可であらう。そして地方所得税を國税所得税の附加税とするとして、本税の累進率を其儘基準としても大なる不都合はないと思ふが、併し地方の場合には綜合度が上にいふ如く國の場合よりも不完全であるから、其れだけ累進率を國よりも緩めたらば良くはないかとも考へらる。或は累進率の上り方は國の其を探り、むしろ其適用上に或考慮を拂ふのも一案である。即ち税率を適用さるべき所得額の大小は右にもいふ如く、外來三源よりの所得に半減の計算を行ひて定め、適用すべき税率は右の特別計算の結果たる所得額に相當するものでなくて、外來所得を全額として計算したる全所得に相當なるものとすべきである。其理由は、所得額の大小を定めるに就きての半減の特典は財源團體に於ける課税との關係上已むを得ず與へたものであるが、其全所得其ものは實際右の特典の下に計算されたるものよりは大きく、其人の給付能力に相當なる税率はむしろ此全所得の大きさに相當したものであるといふに存する。

(B)財源地方團體に於ける税率——は如何といふに、此は國稅所得稅に於ける在外者の内地に於ける所得に對する税率と同じやうに、中間的の比例課稅率に依るの外なからう。最も精密にいふと前に(A)の最後にいへると同やうに、其所有者其人の全所得を調べて得たる其高さに相當したる累進率を適用するのも一案ではある。

其二 數營業所及住所所有者の所得課稅問題

(一)數多地方に亘る營業所得の課稅問題——(A)此種所得に對しては本店所在地方團體が主として課稅すべきものであるが、關係地方團體も其關係せるだけにては課稅に與かることを得ることを至當としなければならぬ。(B)唯だ其分配が六つかしい問題になるが、私は其々の地方に於ける從業者の俸給諸給の額の大小に應じて分配するのが最公平と思ふ。之によりて略ぼ其營業の全所得に對する各關係市町村の關係度の大小の度合が分る。而して其餘額も多分知ること六つかしくなからうと思ふ。或は從業者の數による方が一層簡單であらうとも思はるゝが、其は不公平のやうに考へらるゝ。或は總收入又は所得の度合といふ案もあるが、併し其の分配が六つかしくなつて、負擔を輕くせんが爲めに不正申告となる危險が大いのみならず、例之製造場の所在地と販賣部の所在地とが別異の地方にある場合の如きには收入又は所得が後者に偏するといふ不公平をも生ずる。矢張り從業者の報酬金額が最公平にして且つ比較的明瞭のやうである。それから斯くの如く

にして分配するとして營業所の多き場合の如きには、本店所在地が或は極小なる配當にしか與からぬこととなるかも知れない。併し其は不穩當である。本店所在地のことであるから、一面からいへば全所得を凡べて此處にて捕捉するともいひ得る位である。其を公平の爲めに他の營業所々在地にも分配するとしても、本店所在地には特別な分配に與かるの特權を與ふるのが穩當ではなからうか。此見地からして本店所在地には全所得の少くとも四分の一を留保せしめる。即ち前記の標準よりしては本店所在地の干與が非常に少くなつても、四分一だけは本店名義に重きを置きて留保する。そして残りを他の團體に前記の標準により案分するのが穩當と思ふ、計算の方法は異なるが、類似の例は普國にある(註六)。

(註六) ビルンバウム之を要約して曰く、數市町村に亘る營業及鑛業の經營及所有よりの市町村稅義務ある所得は、一定の原則によりて關係市町村に分配せらる。就中、保險及銀行にては全所得の十分一が本店所在市町村に先づ取られ、殘餘が各市町村にて得らるゝ總收入の割合に依つて分配せられる。其他の場合には各箇の市町村にて生ずる條給及貸金の支出額の割合が標準となる。

(二) 數多住所を有する人の課税問題——住所の數多なる人の所得の課税については、主たる住所を定めしめて其一箇所にて課税するのが理論上は至當である(註七)。けれども實際として見ると、主たる住處の存在する地方にてのみ課するとしては、他の從たる住所の所在地方團體が困ることになる。財政收入上困るのみならず、負擔の輕さうな處を選んで主たる住所地といふことに届出づる

6) Birnbaum, a. a. O. S. 43.

ことゝもなつて、脱税奨励ともより、不公平をも生ずる。此は各地に適當に分配するのが穩當である。勿論主たる住所の所在地は最大なる配當に與かることが出來、少くとも一定割合の配當を此に留保し、他を均分するより外適當の處置はなからうと思ふ。之につき數字の指定は困難であるが、私が試みに計算した所では、住處二の場合は主たる住所地在三分二、住處三の場合には主たる住所地在二分一、四つの場合には主たる住所地在五分二、五つ以上の場合には主たる住所地在四分一とし、殘を他の住所地に均分するのが穩當の如くである。類似の例は矢張り普にある(註八)。

(註七) グローテフェンドは、多數住處の場合には事實上の住處が地方稅義務の標準となる。——同一人に同時に市町村從屬の名義に基く地方稅を多數の市町村にて課稅することは許すべからずといふて居る。⁷⁾

(註八) 普にては、數多の住處を持つ人の評定の場合には主たる住處の市町村が其他の市町村の不利に於て常に全所得の四分一を留保するを得。之に應じて各箇の市町村に於ける所得を減却することとなる。⁸⁾

第二段 地方所得稅に於ける他地方交渉に

多少の關係ある問題

其一 法人課稅問題

(一) 課否——法人に地方所得稅を課するや否やの問題は、他地方交渉を離れて其もの自體に於ても

7) Grotefend, Grundsätze des Kommunalsteuerwesens. S. 55.

8) Birnbaum, a. a. O. S. 43.

問題であり得る。地方所得税に於ける他地方交渉の固有なる問題ではないが、併し其を決するにつきて矢張り他地方との關係が考慮せらるゝ。で廣義にては地方所得税に於ける他地方交渉問題に入れても可といひ得る。(A) 偕て私は地方にては法人は法人としては課税せず、箇人の處に配當として現はれ來りたるものを其箇人の他の所得と綜合して課税し、法人の利益中、留保さるゝものと他地方人へ配當せらるゝものとに特別の課税を爲すべしと思ふ。此終の特別の課税を法人の所得課税といへばいふものゝ、眞の意義に於ける法人の所得課税ではない。私は理論上法人に關する二重課税を避くべしとの意見で、隨つて地方所得税についても箇人中心課税主義を採るものであるが、(B) 然し實際論としては、特に地方の場合に於ては法人にも箇人にも課することゝして大して不都合はないかも知れない。少くとも其の大して不都合ならざる場合がある。其は法人の社員が大部分、他地方人なる場合で、此場合に箇人中心主義を採り、上記の如くするのは却て煩雜でむしろ法人の全所得に課税し、箇人にては其は少數の社員に屬するが、其箇人の有らゆる所得に隨つて右法人の配當をも綜合して課税することによりて、手續取扱は一層簡單となり、一部、能力主義にも適應することを得ることとなる。故に或地方團體内の會社の大部分が外住者の持株より成る場合の如きには法人にも箇人にも並行課税するの主義を採るべきである。が併し若も其株の大部分が其地方人の手にある場合ならば、むしろ理論通り箇人中心課税、例外として法人課税

を行ふべきものであらう。私は右の如くに考ふるが、併し日本では國稅所得稅に於て法人箇人並行課稅主義を採つたから、之に地方附加稅を課するとしても、均しく法人箇人並行課稅主義を採るの外なからう。

(二) 稅率——は法人にて課稅するとしては比例の外なからう。唯だ法人の處にて超過利得に對して利益率に應じて課するものに於て例外的に累進が認めらるゝのみである。

其二 營業地方より住所地方への補給問題

(一) 給否——茲に又近世經濟交通の進歩の結果として生じた新しい一の他地方交渉問題がある。其は所得稅のみについての問題ではないが、此に間接の關係を有つ。其問題とは何かといへば其は甲地方團體に於ける事業に従事する使用人勞働者の住居する乙地方團體より甲地方團體に對して交付金を要求する權利ありやの問題である(註九)。蓋し此場合、乙地方團體では自ら多數の貧民を收容することゝなつて、其爲め教育、救貧、衛生、警察費を多く要することゝなる。然るに何分にも此團體では貧乏人の多きこと故、所得稅は殆んど取れない。土地家屋營業稅はあらうが、此とても貧民區のこと故多くは取れぬ。此に於てか此乙地方團體に此の如き多費を生せしめ、財政困難を生せしめたる所以の原因を考へ、乙團體は甲團體といふ事業繁榮なる團體に交付金を要求するを得なくてはならぬ(註一〇)。此は實に至當のことである。日本では兎角此點が看却されて居

つて、繁榮なる事業を持つ團體が、其労働者の住居團體を顧みないのみならず、同一市内にてありながら、京都や大阪では、教育費を學區別にて負擔せしめ、爲めに場末の労働者住居區をして其負擔の割合に重きに苦しましめて平氣で居る。此有様を其儘にして置いては、社會上痛ましき問題を生ずることなきを得まい(註一一)。此學區制などは一日も早く廢止して、統一教育費支辦とするか、さもなければ富者區事業區より貧民區労働區に補給を爲すべきである。そして別異の地方團體の場合にも事業所在團體は労働者住居團體に相當なる補給を爲すべきものである。

(註九) ロツツは此關係を叙して曰く、労働者の流入に依りて大なる高さの學校、警察、救貧費が生じた。——そして企業の場合たる市町村は、労働者の住居し其爲め地方費を生じたる市町村とは必ずしも同でない。斯くて課税の爲めに、經營市町村と住居市町村との重要な反對が成立した。⁹⁾

(註一〇) 善にては此場合、労働者住居市町村は經營市町村より交付金を受くるの權ありとす。¹⁰⁾

(註一一) 例之、京都の場末なる一橋校區の如きは教育區費の負擔が他よりも遙かに重其上にも、授業まで取つて居るに、いふことである。其は貧民労働者の多い學區である。何んぞ不都合なことではなからうか。

(二) 給率——然らば乙團體は幾許を甲團體に向つて要求するを得るや。又は甲團體は幾許を乙團體に交付すべきや、之については第一には乙團體に於て労働者の來住によりて生じたる過多出費より、右來住により生じたる租稅收入増加額を控除したるものを標準又は限度とすべく、他方第二には甲團體に於て其事業に課せらるゝ直接税(所得税を含む)收入の一部、例之半分をも限度とす

9) Lotz, Fw. S. 498.

10) Birnbaum, a. a. O. S. 44

べきである(註二)。第一の限度は乙團體が労働者來住の爲めに蒙る純損害額であり、此れだけは乙團體に於て甲團體より補償さるべきの理由をもつが、併し甲團體としては假令其事業に屬する収入の全部を我物とするのは不當であるにせよ、其一部は企業其もの、保護の爲め相當に之を留保するを許されなければならぬ。其全収入中の分配の割合は之を定めることが難いが、事業其ものに關するものと従業者に關するものと各折半とするの外なからう。そして第一標準と第二標準とは互に衝突し得るが、何れにしても其小さい方に依れば良い。第一標準が小なれば假令第二が其より大きくても、乙團體が第一標準以上のものを要求するのは、多きを食り過ぐるといふものであり、第二標準が第一標準よりも小さいときは、甲團體にては其第二標準以上のものを出すことは、別に存する其自らの任務を充たす爲めに到底堪へ得られざるものといふことになる。處で甲團體内の事業の従業者全部が乙團體に在住すれば問題は簡單であるが、此従業者が甲乙兩團體に分住し、又は更らに丙丁等の團體にも分住するときは六つかしくなる。第一標準の方は右の通りで良い乙につき日へることを準用すれば良いが、第二標準の方を何うするかといふことが六つかしい。併し此は當該労働者住居團體に於ける労働者の數の、甲團體内の事業に従事する者全體中の割合だけを頭割的に計算するを認むより外はない。其の頭割に依つて彼等の給料等に依らないのは、問題となる費用が教育、救貧、衛生、警察費の如く頭割的のものであり、むしろ下級者ほど一

層大なるべきものであるからである。精密にいへば各労働者の等級により下級者ほど多い割合を計算しなければならぬが、そんなことは到底あまりに面倒で堪へられない。頭割にて忍ぶ外ない。

(註二) 善くしては交付金の高さの標準は住居團體に於ける多費である。尤も他方に其團體に生じたる利益(其市町村の租税に表はれるだけにて)をも考慮すべく、交付金の絶対の限界は經營市町村にて當該企業に法律上課税せらるゝ直接市町村税の半額とする。¹¹⁾

結 論

以上要之、不住者の土地家屋營業の所得に對しては、財源團體と住居團體とにて折半課税を行ふべく、數多營業所又は住所の場合には主たる營業所又は住所に多く配當し、併乍ら其他のものにも若干割合の配當を行ひ、法人課税については理論上は不課税を原則とし唯外住者の配當を法人に就き例外的に課税することゝすべきも、實際上には法人箇人並行課税とする外なきことが多多あらうと思ふ。若夫れ事業所在團體が労働者住居團體に加ふる損害に對しては前者は後者に對して相當割合の賠償交付を行ふべきものと考へらるゝ。數團體に交渉するだけにては、原則として凡べて適當に公平に配當するといふ事を忘れてはならない。此點の考慮のまだ足らざる我邦に於ては篤と考へて見る必要が一層切である。

11) Birnbaum, a. a. O. S. 44.